

V 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

001 歯科用純金地金（金99.99%以上）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用金地金」であること。
- (2) 金を99.99%以上含有するものであること。

002 歯科铸造用14カラット金合金 インレー用（JIS適合品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科铸造用14カラット金合金」であること。
- (2) JIS T6113第1種に適合するものであること。
- (3) 鑄造による部分歯冠修復に使用するものであること。

003 歯科铸造用14カラット金合金 鉤用（JIS適合品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科铸造用14カラット金合金」であること。
- (2) JIS T6113第2種に適合するものであること。
- (3) 鉤に使用するものであること。

004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科非铸造用金合金」であること。
- (2) 金を58.33%以上含有するものであること。
- (3) 鉤に使用する形状が線状のものであること。

005 歯科用14カラット合金用金ろう（JIS適合品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用金ろう」であること。
- (2) JIS T6117に適合するものであること。

006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S 表示品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鑄造用金銀パラジウム合金」であること。
- (2) J I S T 6 1 0 6 に適合するものであること。
- (3) J I S 表示品であること。

007 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 板状（金12%以上 J I S 表示品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科非鑄造用金銀パラジウム合金」であること。
- (2) J I S T 6 1 0 5 に適合するものであること。
- (3) J I S 表示品であること。
- (4) 形状が板状のものであること。

008,009 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 バー状（金12%以上 J I S 表示品）

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科非鑄造用金銀パラジウム合金」であること。
- ② J I S T 6 1 0 5 に適合するものであること。
- ③ J I S 表示品であること。
- ④ 形状が線状のものであること。

(2) 機能区分の考え方

バーの使用部位により、パラタルバー用及びリンガルバー用の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

- ① パラタルバー用
主として上顎用義歯に使用するものであること。
- ② リンガルバー用
主として下顎用義歯に使用するものであること。

010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S 表示品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用金銀パラジウム合金ろう」であること。
- (2) J I S T 6 1 0 7 に適合するものであること。

(3) J I S 表示品であること。

011 歯科鋳造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S 表示品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鋳造用銀合金第1種」であること。
- (2) J I S T 6 1 0 8 第1種に適合するものであること。
- (3) J I S 表示品であること。

012 歯科鋳造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S 表示品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鋳造用銀合金第2種」であること。
- (2) J I S T 6 1 0 8 第2種に適合するものであること。
- (3) J I S 表示品であること。

013 歯科用銀ろう（J I S 適合品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用銀ろう」であること。
- (2) J I S T 6 1 1 1 に適合するものであること。

014 歯科用プラスメタル（銀25%以上パラジウム5%以上）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鋳造用14カラット金合金用プラスメタル」であること。
- (2) 銀を25%以上、パラジウムを5%以上含有するものであること。

015 歯科用プラスメタル（銀25%以上）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鋳造用14カラット金合金用プラスメタル」であること。
- (2) 銀を25%以上含有するものであること。
- (3) 歯科用プラスメタル（銀25%以上パラジウム5%以上）に該当しないこと。

016 歯科鋳造用ニッケルクロム合金 冠用

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鋳造用ニッケル・クロム合金」であること。
- (2) ニッケル及びクロムを合計して50%以上含有すること。
- (3) 冠形態の鋳造歯冠修復に使用するものであること。

017 歯科鋳造用ニッケルクロム合金 鉤・バー用

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鋳造用ニッケル・クロム合金」であること。
- (2) ニッケル及びクロムを合計して50%以上含有すること。
- (3) 鋳造鉤又は鋳造バーに使用するものであること。

018 歯科用ニッケルクロム合金板（JIS表示品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用ニッケル・クロム合金板」であること。
- (2) JIS T6102に適合するものであること。
- (3) JIS表示品であること。

019 歯科用ニッケルクロム合金線 鉤用（JIS表示品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用ニッケル・クロム合金線」であること。
- (2) JIS T6101に適合するものであること。
- (3) JIS表示品であること。
- (4) 鉤に使用するものであること。

020 歯科鋳造用コバルトクロム合金 鉤・バー用

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鋳造用コバルト・クロム合金」であること。
- (2) JIS T6115に適合するものであること。
- (3) 鋳造鉤又は鋳造バーに使用するものであること。

021 歯科用コバルトクロム合金線 鉤用 (J I S 表示品)

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用コバルト・クロム合金線」であること。
- (2) J I S T 6 1 0 4 に適合するものであること。
- (3) J I S 表示品であること。
- (4) 鉤に使用するものであること。

022 歯科用コバルトクロム合金線 バー用 (J I S 表示品)

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用コバルト・クロム合金線」であること。
- (2) J I S T 6 1 0 4 に適合するものであること。
- (3) J I S 表示品であること。
- (4) 屈曲バー又は補強線に使用するものであること。

023 歯科用ステンレス鋼線 鉤用 (J I S 表示品)

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用ステンレス鋼線」であること。
- (2) J I S T 6 1 0 3 に適合するものであること。
- (3) J I S 表示品であること。
- (4) 鉤に使用するものであること。

024 歯科用ステンレス鋼線 バー用 (J I S 表示品)

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用ステンレス合金」であること。
- (2) J I S T 6 1 0 3 に適合するものであること。
- (3) J I S 表示品であること。
- (4) 屈曲バー又は補強線に使用するものであること。

025 歯科用アマルガム用合金 (アロイ J I S 表示品)

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科銀アマルガム用合金」であること。
- (2) J I S T 6 1 0 9 に適合するものであること。
- (3) J I S 表示品であること。

026 歯科用アマルガム用合金（水銀 J I S 適合品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用水銀」であること。
- (2) 水銀を 9 9 . 5 % 以上含有するものであること。
- (3) J I S T 6 1 1 2 に適合するものであること。

027,028 陶歯（前歯用（真空焼成歯）・臼歯用（真空焼成歯））

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「義歯床用陶歯」であること。
- ② J I S T 6 5 1 1 に適合するものであること。

(2) 機能区分の考え方

人工歯の形状により、前歯用及び臼歯用の合計 2 区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

- ① 前歯用
前歯部の形態を有するものであること。
- ② 臼歯用
臼歯部の形態を有するものであること。

029,030 陶歯継続歯用（前歯用（真空焼成歯）・臼歯用（真空焼成歯））

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「その他の陶歯」であること。
- ② J I S T 6 5 1 1 に規定する各要件を満たすものであること。

(2) 機能区分の考え方

人工歯の形状により、前歯用及び臼歯用の合計 2 区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

- ① 前歯用
前歯部の形態を有するものであること。
- ② 臼歯用
臼歯部の形態を有するものであること。

031,032 レジン歯（前歯用（J I S 表示品）・臼歯用（J I S 表示品））

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「アクリル系レジン歯」であること。
- ② J I S T 6 5 0 6 に適合するものであること。
- ③ J I S 表示品であること。

(2) 機能区分の考え方

人工歯の形状により、前歯用及び臼歯用の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 前歯用

前歯部の形態を有するものであること。

② 臼歯用

臼歯部の形態を有するものであること。

033,034 スルファン樹脂レジン歯（前歯用・臼歯用）

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「その他のレジン歯」であること。
- ② ポリサルホン樹脂レジン歯又はレイニング人工歯であること。

(2) 機能区分の考え方

人工歯の形状により、前歯用及び臼歯用の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 前歯用

前歯部の形態を有するものであること。

② 臼歯用

臼歯部の形態を有するものであること。

035,036 硬質レジン歯（前歯用・臼歯用）

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「硬質レジン歯」であること。
- ② 2層又は3層構造を有し、エナメル質部の硬さが 21 H V O . 2 以上であるもの。
- ③ J I S T 6 5 0 6 に適合するものであること。

(2) 機能区分の考え方

人工歯の形状により、前歯用及び臼歯用の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 前歯用

前歯部の形態を有するものであること。

② 臼歯用

臼歯部の形態を有するものであること。

037,038 歯冠用加熱重合レジン（粉末（J I S適合品）・液（J I S適合品））

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「アクリル系歯冠用レジン」であること。
- ② J I S T 6 5 1 8 第1種に適合する歯冠用加熱重合レジンを作製するために使用するものであること。

(2) 機能区分の考え方

形状により、粉末及び液の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 粉末

形状が粉末であること。

② 液

形状が液であること。

039 歯冠用加熱重合硬質レジン

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「歯冠用硬質レジン」であること。
- (2) J I S T 6 5 1 7 第1種に適合するものであること。

040 歯冠用光重合硬質レジン

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「歯冠用硬質レジン」であること。
- (2) J I S T 6 5 1 7 第3種に適合するものであること。

041,042 義歯床用アクリリック樹脂（粉末（J I S表示品）・液（J I S表示品））

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認上、類別が「歯科材料（3）義歯床材料」であって、一般的名称が「義歯床用アクリル系レジン」であること。
- ② J I S T 6 5 0 1 第1種に適合する義歯床用アクリリック樹脂を作製するため

に使用するものであること。

③ J I S 表示品であること。

(2) 機能区分の考え方

形状により、粉末及び液の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 粉末

形状が粉末であること。

② 液

形状が液であること。

043,044 義歯床用アクリリック即時硬化樹脂（粉末・液）

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事法承認上、類別が「歯科材料（3）義歯床材料」であって、一般的名称が「義歯床用アクリル系レジン」であること。

② J I S T 6 5 0 1 第2種に適合する義歯床用アクリリック即時硬化樹脂を作製するために使用するものであること。

(2) 機能区分の考え方

形状により、粉末及び液の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 粉末

形状が粉末であること。

② 液

形状が液であること。

045 義歯床用スルフォン樹脂

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（3）義歯床材料」であって、一般的名称が「義歯床用熱可塑性レジン」であること。

(2) 義歯床用のポリエーテルサルホン樹脂、ポリサルホン樹脂又は強化ポリカーボネート樹脂であること。

046 歯科用合着・接着材料Ⅰ（粉末・液）

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（5）歯科用接着充填材料」であって、一般的名称が「歯科接着用レジンセメント」であること。

(2) 接着性レジンセメント又は接着性グラスアイオノマー系レジンセメントであること。

047 歯科用合着・接着材料Ⅱ（粉末・液）

定義

次のいずれかに該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（5）歯科用接着充填材料」、一般的名称が「歯科用グラスポリアルケノエートセメント第1種」であるグラスアイオノマーセメントであること。
- (2) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（5）歯科用接着充填材料」、一般的名称が「その他の歯科合着、接着用材料」であるシアノアクリレート系セメント（粉末にSiO₂を含むものに限る。）であること。

048 歯科用合着・接着材料Ⅲ（粉末・液）

定義

次のいずれかに該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（5）歯科用接着充填材料」であって、一般的名称が「歯科用りん酸亜鉛セメント」又は「歯科用ポリカルボキシレートセメント」であること。
- (2) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（5）歯科用接着充填材料」、一般的名称が「歯科合着、接着用材料」である仮着材として使用すること。

049 歯科充填用材料Ⅰ

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（5）歯科用接着充填材料」であって、一般的名称が「歯科充填用材料」であること。
- (2) 充填用の光重合型複合レジン（硬化後フィラーレンジ60%以上のものに限る。）又は光重合型レジン強化グラスアイオノマー若しくは初期齲歯小窓製溝填塞材であること。

050 歯科充填用材料Ⅱ

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（5）歯科用接着充填材料」であって、一般的名称が「歯科充填用材料」であること。
- (2) グラスアイオノマーセメント（充填用のものに限る。）又は複合レジン（硬化後フィラーレンジ60%以上の充填用のものに限る。）であること。

051 歯科充填用材料Ⅲ

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（5）歯科用接着充填材料」であって、一般的名称が中分類「歯科充填用材料」であること。

- (2) 歯科用けい酸セメント、歯科用けいりん酸セメント又は歯科充填用即時硬化レジンであること。

052 複合レジン 築造用（硬化後フィラー60%以上）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（5）歯科用接着充填材料」であって、一般的名称が「歯科充填用コンポジットレジン」であること。
- (2) 硬化後フィラーを60%以上含有すること。
- (3) 支台築造用であること。

053,054,055 金属小釘（ロック型・スクリュー型・スクリュー型（金メッキ））

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認上、一般的名称が「他に分類されない歯科材料」であること。
- ② 合釘であること。

(2) 機能区分の考え方

合釘の形状、表面処理により、ロック型、スクリュー型及びスクリュー型（金メッキ）の合計3区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① ロック型

らせん状以外の表面の凹凸形態を有すること。

② スクリュー型

らせん状の溝を有する形態であって、スクリュー型（金メッキ）以外のものであること。

③ スクリュー型（金メッキ）

らせん状の溝を有する形態であって、金メッキにより表面処理がなされているものであること。

056 乳歯金属冠

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、一般的名称が「他に分類されない歯科用金属」であること。
- (2) 乳歯の歯冠修復に用いる既製冠であること。

057 スクリューポスト 支台築造用

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、一般的名称が「他に分類されない歯科材料」であること。
- (2) 支台築造に用いるスクリュー型の合釘であること。

VI 歯科点数表の第2章第13部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

001 歯科矯正用帶環 切歯用

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「器具器械（58）整形用器具器械」であって、一般的名称が「歯列矯正用金属器材」であること。
- (2) 帯環用ブラケット及びチューブ等のアタッチメントを表面に鍍着し、切歯に固定する金属製帶環であること。

002 歯科矯正用帶環 犬歯用及び臼歯用

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「器具器械（58）整形用器具器械」であって、一般的名称が「歯列矯正用金属器材」であること。
- (2) 帯環用ブラケット又はチューブ等のアタッチメントを表面に鍍着し、犬歯又は臼歯に固定する金属製帶環であること。

003 帯環用ブラケット

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「器具器械（58）整形用器具器械」であって、一般的名称が「歯列矯正用金属器材」であること。
- (2) 歯を移動する際、矯正用線を保持するため、歯科矯正用帶環に付着又は鍍着して使用する器具であること。

004 ダイレクトボンド用ブラケット

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「器具器械（58）整形用器具器械」であって、一般的名称が「歯列矯正用金属器材」、「歯列矯正用セラミック器材」又は「歯列矯正用樹脂器材」であること。
- (2) 矯正用線等を保持するため、接着材料を用いて直接歯面に付着させる器具であること。

005 チューブ

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「器具器械（58）整形用器具器械」であって、一般的名称が「歯列矯正用金属器材」であること。

- (2) 矯正用線を臼歯に維持固定するために使用するものであること。
- (3) 帯環用又はダイレクトボンド用であること。

006 S T ロック

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「器具器械（58）整形用器具器械」であって、一般的名称が「歯列矯正用金属器材」であること。
- (2) 切歯、犬歯及び隣接する臼歯の歯牙移動の矯正用線を保持するため、臼歯に固定して使用する装置であること。

007 スクリュー 床用

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「器具器械（58）整形用器具器械」であって、一般的名称が「歯列矯正用金属器材」であること。
- (2) 歯を移動する際に、床を拡大・縮小させるため、レジン床の中に組み込んで使用するスクリューであること。

008 スクリュー スケレトン用

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「器具器械（58）整形用器具器械」であって、一般的名称が「歯列矯正用金属器材」であること。
- (2) 口蓋を拡大する際に、矯正用線及び帶環を用いて歯に固定して使用するスクリューであること。

009 トラクションバンド

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「器具器械（58）整形用器具器械」であって、一般的名称が「その他の顎外固定装置」であること。
- (2) フェイスボウ等の外線を頸部に固定する際に、ネックストラップと組み合わせて使用するものであること。
- (3) 伸縮機能を有するものであること。

010 ネックストラップ

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「器具器械（58）整形用器具器械」であって、一般的名称

が「その他の顎外固定装置」であること。

- (2) フェイスボウ等の外線を頸部に固定する際に、トラクションバンドと組み合わせて使用することであること。
- (3) トラクションバンドに該当しないこと。

011 ヘッドギア リトラクター用

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「器具器械（58）整形用器具器械」であって、一般的名称が「矯正用ヘッドギヤ」であること。
- (2) 下顎及び歯を後方に牽引する際に、フェイスボウ、チンキャップ等を固定することを目的に使用することであること。
- (3) エラスティック、ストラップ等と組み合わせて使用することであること。

012 ヘッドギア プロトラクター用

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「器具器械（58）整形用器具器械」であって、一般的名称が「矯正用ヘッドギヤ」であること。
- (2) 上顎及び歯を前方に牽引する際に、フェイスボウ、チンキャップ等を固定することを目的に使用することであること。
- (3) エラスティック、ストラップ等と組み合わせて使用することであること。

013 チンキャップ リトラクター用

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「器具器械（58）整形用器具器械」であって、一般的名称が「矯正用チンキャップ」であること。
- (2) 下顎及び歯を後方に牽引する際に、オトガイ部に当てる帽子状の器具であること。
- (3) ヘッドギア リトラクター用と組み合わせて使用することであること。

014 チンキャップ プロトラクター用

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「器具器械（58）整形用器具器械」であって、一般的名称が「矯正用チンキャップ」であること。
- (2) 上顎及び歯を前方に牽引する際に、オトガイ部に当てる帽子状の器具であること。
- (3) ヘッドギア プロトラクター用又はフェイスマスクと組み合わせて使用することであること。

015 フェイスボウ

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「器具器械（58）整形用器具器械」であって、一般的な名称が「矯正用フェイスボウ」であること。
- (2) 口腔内線及び口腔外線を組み合わせた構造であること。
- (3) トラクションバンド、ネックストラップ及びヘッドギアと組み合わせ、歯の固定及び移動を行うものであること。

016,017 矯正用線（丸型・角型）

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認上、類別が「器具器械（58）整形用器具器械」であって、一般的な名称が「歯列矯正用金属器材」であること。
- ② ブラケット又はチューブに装着するものであること。
- ③ 歯を移動するために必要な弾性を有すること。
- ④ ステンレス製又はコバルトクロム合金製であること。
- ⑤ 直状または弧状の単線、縫線、編線であること。

(2) 機能区分の考え方

断面の形状により、特殊丸型及び特殊角型の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 丸型

断面形状が丸型のものであること。

② 角型

断面形状が角型のものであること。

018,019 矯正用線（特殊丸型・特殊角型）

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認上、類別が「器具器械（58）整形用器具器械」であって、一般的な名称が「歯列矯正用金属器材」であること。
- ② ブラケット又はチューブに装着するものであること。
- ③ 歯を移動するため必要な弾性を有すること。
- ④ チタン合金であること。
- ⑤ 直状または弧状の単線、縫線、編線であること。

(2) 機能区分の考え方

断面の形状により、特殊丸型及び特殊角型の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 特殊丸型

断面形状が丸型のものであること。

② 特殊角型

断面形状が角型のものであること。

020 超弾性矯正用線（丸型及び角型）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「器具器械（58）整形用器具器械」であって、一般的名称が「歯列矯正用金属器材」であること。
- (2) ブラケット又はチューブに装着するものであること。
- (3) 歯を移動するために必要な超弾性を有するものであること。
- (4) ニッケルチタン合金製であること。
- (5) 円形又は方形の断面を有する直状又は弧状の単線、縫線、編線であること。

021 歯科用ニッケルクロム合金線 鉤用（JIS表示品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用ニッケル・クロム合金線」であること。
- (2) JIS T 6101に適合するものであること。
- (3) JIS表示品であること。
- (4) 鉤に使用するものであること。

022 歯科鋳造用ニッケルクロム合金 床用

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鋳造用ニッケル・クロム合金」であること。
- (2) ニッケル及びクロムを合計して50%以上含有すること。
- (3) 義歯床用であること。

023 歯科用コバルトクロム合金線 鉤用（JIS表示品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用コバルト・クロム合金線」であること。
- (2) JIS T 6104に適合するものであること。
- (3) JIS表示品であること。
- (4) 鉤に使用するものであること。

024 歯科用コバルトクロム合金線 バー用（JIS表示品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用コバルト・クロム合金線」であること。
- (2) J I S T 6 1 0 4に適合するものであること。
- (3) J I S 表示品であること。
- (4) 屈曲バー又は補強線に使用するものであること。

025 歯科铸造用コバルトクロム合金 床用

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科铸造用コバルト・クロム合金」であること。
- (2) J I S T 6 1 1 5に適合するものであること。
- (3) 義歯床用であること。

026 歯科用ステンレス鋼線 鋏用（J I S 表示品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用ステンレス鋼線」であること。
- (2) J I S T 6 1 0 3に適合するものであること。
- (3) J I S 表示品であること。
- (4) 鋏に使用するものであること。

027 歯科用ステンレス鋼線 バー用（J I S 表示品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用ステンレス合金」であること。
- (2) J I S T 6 1 0 3に適合するものであること。
- (3) J I S 表示品であること。
- (4) 屈曲バー又は補強線に使用するものであること。

028,029 陶歯（前歯用（真空焼成歯）・臼歯用（真空焼成歯））

（1）定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「義歯床用陶歯」であること。

② J I S T 6 5 1 1に適合するものであること。

(2) 機能区分の考え方

人工歯の形状により、前歯用及び臼歯用の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 前歯用

前歯部の形態を有するものであること。

② 臼歯用

臼歯部の形態を有するものであること。

030,031 レジン歯（前歯用（J I S表示品）・臼歯用（J I S表示品））

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事法承認上、類別が「歯科材料（1）歯冠材料」であって、一般的名称が「アクリル系レジン歯」であること。

② J I S T 6 5 0 6に適合するものであること。

③ J I S表示品であること。

(2) 機能区分の考え方

人工歯の形状により、前歯用及び臼歯用の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 前歯用

前歯部の形態を有するものであること。

② 臼歯用

臼歯部の形態を有するものであること。

032,033 義歯床用アクリリック樹脂（粉末（J I S表示品）・液（J I S表示品））

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事法承認上、類別が「歯科材料（3）義歯床材料」であって、一般的名称が「義歯床用アクリル系レジン」であること。

② J I S T 6 5 0 1第1種に適合する義歯床用アクリリック樹脂を作製するために使用するものであること。

③ J I S表示品であること。

(2) 機能区分の考え方

形状により、粉末及び液の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 粉末

形状が粉末であること。

② 液

形状が液であること。

034 歯科用合着・接着材料Ⅰ（粉末・液）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（5）歯科用接着充填材料」であって、一般的名称が「歯科接着用レジンセメント」であること。
- (2) 接着性レジンセメント又は接着性グラスアイオノマー系レジンセメントであること。

035 歯科用合着・接着材料Ⅱ（粉末・液）

定義

次のいずれかに該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（5）歯科用接着充填材料」、一般的名称が「歯科用グラスポリアルケノエートセメント第1種」であるグラスアイオノマーセメントであること。
- (2) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（5）歯科用接着充填材料」、一般的名称が「その他の歯科合着、接着用材料」であるシアノアクリレート系セメント粉末（SiO₂を含むものに限る。）であること。

036 歯科用合着・接着材料Ⅲ（粉末・液）

定義

次のいずれかに該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（5）歯科用接着充填材料」であって、一般的名称が「歯科用りん酸亜鉛セメント」又は「歯科用ポリカルボキシレートセメント」であること。
- (2) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（5）歯科用接着充填材料」、一般的名称が「歯科合着、接着用材料」である仮着材として使用すること。

037 ダイレクトボンド用ボンディング材

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「歯科材料（5）歯科用接着充填材料」であって、一般的名称が「歯科合着・接着用材料」であること。
- (2) ダイレクトボンド用ブラケット及びチューブ等を歯面に接着固定するための歯列矯正用接着材であること。

038 シリコン樹脂

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「器具器械（5.8）整形用器具器械」であって、一般的名称が「歯列矯正用エラスチック器材」であること。
- (2) トゥースポジショナーの作製に使用すること。

(3) ポリシロキサンを主成分とする樹脂であること。

039 超弾性コイルスプリング

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「器具器械（58）整形用器具器械」であって、一般的名称が「歯列矯正用金属器材」であること。
- (2) 歯を移動するために必要な超弾性を有すること。
- (3) ニッケルチタン合金製のコイルであること。

VII 調剤点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

特に規定する場合を除き、IIに規定するそれぞれの機能区分の定義等と同様であること。